

根室市ホームページ広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、根室市ホームページ（以下「ホームページ」という）への広告掲載に関し必要な事項を定め、併せて市民サービスの向上と地域振興への寄与とともに自主財源の確保を図るものとする。

(広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブサイトにリンクする機能を有するものをいう。以下「広告」という。）とする。

(広告の範囲)

第3条 掲載できる広告は、市の品位を損なわないよう十分配慮するとともに、市民生活との関連性等を考慮し、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当するもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に違反するもの
- (4) ギャンブルに関係するもの
- (5) 政治活動及び宗教活動に関係するもの
- (6) 社会問題、意見広告及び個人宣伝に関係するもの
- (7) 必要以上に市民に購買意欲をそそる内容であるもの
- (8) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (9) 求人広告に関するもの
- (10) 売名行為及びこれに類する内容のもの
- (11) 暴力団、その他反社会的団体が関与しているもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置はホームページのトップページで市長が定める位置とする。

(広告の枠数、掲載料、規格及び制限)

第5条 掲載する広告の広告枠数、掲載料、規格及び制限は次のとおりとする。

- (1) ホームページのトップページにおける広告枠数は、最大5枠とする。
- (2) 掲載料

	1枠1カ月あたりの金額	
	市内に事業所等を有するもの	左記以外のもの
1カ月以上6カ月未満	8,000円	10,000円
連続6カ月以上12カ月未満	6,800円	8,500円
連続12カ月	6,400円	8,000円

(3) 規格(1枠)

サイズ 縦50ピクセル、横200ピクセル
容量 10KB以下
形式 GIF形式

(4) 制限

全て静止画像とし、Java及びJavaScriptを使用したもの、高速振動、高速点滅イメージ、アラートマーク等のエラー表示イメージのものは使用不可とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1カ月単位で連続12カ月までとする。ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

- 2 年度を超える期間を継続して申し込むことはできないものとする。
- 3 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載す

る月の初日とし、掲載開始日の午前11時までに掲載する。

4 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とし、広告掲載終了日の翌日の午前11時までに終了する。

5 第3項及び第4項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日又は1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日にあたる場合は、市が別に定める。

（広告掲載の募集）

第7条 広告掲載の募集は、ホームページ及び広報により行うものとする。ただし、広告掲載の申込みが募集枠に満たないときは、第3条の規定を踏まえ、個別に広告掲載の案内をすることができる。

（広告掲載申込み）

第8条 広告掲載を希望する者（以下「広告申込者」という。）は、根室市ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告原稿（バナー広告の画像データをいう。以下同じ。）を添え広告掲載予定月の前月10日までに市長に提出するものとする。この場合において、広告の作成及び提出に係る経費は、広告主が負担するものとする。

（広告申込者の資格）

第9条 広告申込者は、市税の滞納がないものとする。

（広告掲載の優先順位）

第10条 広告の優先順位は次のとおりとする。

- （1） 市内に事業所等を有するもの
- （2） 上記以外のもの

（広告掲載の決定等）

第11条 市長は、第8条の規定による申込みがあったときは、申込みの内容が、要綱に適合するかどうかについて審査し、当該広告の掲載の可否を決定する。

2 広告申込者の数が募集した枠数を超える場合又は優先順位を同じくする複数の申込みがあった場合における前項の規定による広告掲載の可否の決定は、抽選によって決定する。

3 市長は広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告申込者に根室市ホームページ広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第12条 広告主は、掲載の決定後、市長の指定する期日までに広告掲載料を納入通知書により一括して前納するものとする。ただし、掲載開始予定月が4月の場合又は市長が特別に理由があると認めるときはこの限りでない。

（広告掲載の取り消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは広告掲載を一時中止することができる。

- （1） 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき
- （2） 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- （3） 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
- （4） 広告主のホームページが事前の連絡なく閉鎖されたとき
- （5） 広告主のホームページの内容が変更され、第3条の規定に反していると判断したとき
- （6） 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- （7） 指定する期日までに広告主が原稿を提出しなかった場合
- （8） 広告主から広告掲載の辞退の申し出があったとき
- （9） 広告主または広告内容が不相当と判明したとき

（広告掲載料の返還）

第14条 市は、広告掲載の決定後、広告掲載の開始日の前日までに、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を全額返還するものとする。

2 市は、広告掲載期間中に、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲載すること

ができなかったときは、当該広告を掲載できなかった期間が1カ月につき24時間未満の場合を除き、掲載できなかった期間に応じて広告掲載料を返還するものとする。

3 前項の場合において、1カ月に満たない端数がある場合に、当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月数の掲載日数を基礎として日割により計算するものとし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、市がホームページの全部又は一部の運営を一時的に停止した場合（ただし、一時停止の期間が48時間以内の場合に限る。）は、その広告掲載料を返還しないものとする。

(1) 機器等の保守または工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

5 第1項、第2項及び前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市に対して保証するものとする。

(協議)

第16条 要綱等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日訓令第22号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月26日訓令第2号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月24日訓令第55号)

この要綱は、公布の日から施行する。